

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策（世帯・個人向）

1. 支援金・給付金・融資制度を活用したい

状況別	名称【対象業種等】	所管	制度等の概要	連絡先・窓口等
全国全ての人々に	特定定額給付金	国	令和2年4月27日現在で住民登録されている方へ一律10万円を支給（原則として世帯主の口座へ世帯分を一括振込）	瀬戸内町役場内 特別定額給付金対策室 0997-72-1007
町民全ての人々に	瀬戸内町“ささえ愛” クーポン券事業	国	瀬戸内町民への生活支援と地元消費拡大を図るため、町民全員を対象に一人あたり5千円のクーポン券を配布する。 （手続き不要：7月以降に各家庭郵送）	瀬戸内町役場 商工観光課 0997-72-1115
子育て世代の方々に	子育て世代臨時特別給付金	国	児童手当を受給している世帯へ、子ども一人当たり1万円を支給申請は不要（公務員は別途要申請）	瀬戸内町役場町民生活課 0997-72-1060
休業による収入減で家賃が払えない	住居確保給付金	国	休業による収入減で家賃を払えず住居を失う恐れがある方を対象に、原則3か月（最大9か月）家賃相当額（上限あり）を家主に支給	瀬戸内町社会福祉協議会 0997-72-4144
アルバイト等の収入減で学業継続が困難	学生支援緊急給付金	国	大学・短大・高専・専門学校生等を対象に、アルバイト収入や世帯の収入が大きく減少した学生に対し、給付金を支給 20万円（非課税世帯） 10万円（左記以外）	所属する大学等または 日本学生支援機構 0570-666-301
収入減により生活が苦しいとき	緊急小口資金	国	新型コロナウイルスの影響による休業等により収入が減少した世帯の、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付 （貸付上限額20万円）	瀬戸内町社会福祉協議会 0997-72-4144
失業等により収入がなくなった	総合支援資金	国	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に貸付 （単身世帯：月15万円以内、二人以上世帯：月20万円以内）	瀬戸内町社会福祉協議会 0997-72-4144

2. 税や社会保険料等の猶予等を受けたい

状況別	名称【対象業種等】	制度等の概要	連絡先・窓口等
期限までに各種税金・年金等の支払いができないとき	税・年金・保険料等の申告納付等	新型コロナウイルス感染症の影響により各種税等の納付が困難な場合は、納付期限の延長や納付の猶予が適用される場合があります。	国税：熊本国税局猶予相談センター 0120-948-540
			県税：大島支庁県税課 0997-57-7225
			町税：町役場税務課 0997-72-1116
			厚生年金：奄美大島年金事務所 0997-52-4341
			国民年金：町役場国民年金係 0997-72-1060
			労働保険料：鹿児島労働局 099-223-8276
			町営住宅料：町役場建設課 0997-72-1197
			水道料金：町役場水道課 0997-72-1057
			国保税等（後期含）町役場税務課 0997-72-1116
			介護保険料：瀬戸内町役場税務課 0997-72-1116

3. 民間サービス等

項目	概要	問合せ先
携帯・固定電話・インターネット料金等の支払い期限の延長等	総務省からの要請に伴い、料金の支払い期限を延長している事業者	各契約事業者へお問い合わせください
遠隔授業等を活用した学習のための携帯電話通信容量超過分の無償化等の措置	総務省の要請に伴い、学生等に対して携帯電話の通信容量超過分の無償化等を実施している事業者	各契約事業者へお問い合わせください
NHK受信料	NHK受信料の支払いに関する相談	NHK鹿児島放送局 099-805-7077
自動車検査証（車検証）有効期間満了の延長	車検証の有効期間満了日が令和2年2月28日～6月30日の車両を対象に、有効期間を令和2年7月1日まで延長	九州運輸局自動車技術安全部技術課 092-472-2539
運転免許証有効期間の延長	感染または感染の恐れを理由に運転免許証の更新手続きが受けられなかった方を対象に、警察署などで手続きを行う事で、免許証の有効期間の末日から3か月間運転が可能	瀬戸内警察署 0997-72-0110